

## ④ トラッキングストックってなあに？

**Q** : トラッキングストックという言葉を目にしますが、一体何でしょうか。

**A** : 特定事業連動株式のことです。

### 【解説】

今年4月施行の改正商法では、企業は様々な種類株を発行できるようになりました。種類株は配当や議決権などが普通株と異なる株式のことで、その代表がトラッキングストックです。

トラッキングストックとは、企業が組織や経営権を分離せず特定の事業や子会社の業績を対象として発行する株式です。つまり、特定の事業や子会社の業績をトラッキング（追跡）するストック（株式）ということです。

例えば、利益が急成長しているA事業とD子会社を抱え、設備投資を進めたいX社があるとします。しかし、B、C部門の不振で連結最終赤字に陥り、株価が下落し、資金調達が難しい状況にある場合、通常の公募増資では調達コストがかかるうえ、経営権を一部手放すこととなります。そこで、A部門とD社を対象にしたトラッキングストックを発行することにより、経営権を手放さずに資金調達ができます。X社には投資したくないけれども、A、Dの将来性に魅力を感じた値上がり益期待の投資資金を吸い上げることができるわけです。

改正商法では、議決権に制限を加えることも認め、提案権、総会招集権、帳簿閲覧権などの権利内容の全部もしくは一部がなくてもよい種類株が発行できるようになりました。

